

令和6年2月21日 14時00分
近畿地方整備局 奈良国道事務所
西日本高速道路株式会社



一般国道24号 やまときた 大和北道路

～ 3月4日 事業認定の申請に向けた事業説明会の開催～

大和北道路の未取得地の用地取得を推進するため、当該事業の目的及び内容についての説明会を開催します。

大和北道路は、これまで多くの地権者のご協力を得て、約90%の用地取得(R6.1月末時点)を行い、引き続き用地取得を実施するとともに順次工事を推進しています。

残る用地については、引き続き話し合いの中でご協力を求めていく方針ですが、着実な事業推進を図るため、話し合いでの用地取得が困難な場合に備えて、土地収用法活用に向けて準備を並行して進めており、同法に基づく事業説明会を開催します。

1. 日時及び会場

日時：令和6年3月4日（月）午後7時～午後8時まで（受付開始 午後6時30分）

会場：平和地区公民館 多目的ホール（奈良県大和郡山市若槻町4-4）

2. 主催：国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所

西日本高速道路株式会社 関西支社 奈良工事事務所

3. 概要：別紙のとおり

<取扱い> _____

<配布場所> 奈良県政・経済記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所

副所長 にしだ あきら 西田 明（内線205）

計画課長 にしろう かずひろ 西納 和宏（内線261）

電話：0742-33-1391（代表）

西日本高速道路株式会社 関西支社 奈良工事事務所

工務課長 こんどう だいすけ 近藤 大助【事業計画に関すること】

副所長 やつしろ こういち 八代 耕一【用地取得に関すること】

電話：0742-32-2701（代表）

土地収用法第15条の14の規定に基づく事業説明会の開催について

下記事業の目的・内容について次のとおり説明会を開催します。

◆ 起業者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 国土交通大臣
大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号 西日本高速道路株式会社

◆ 事業の種類

(1) 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社起業に係る事業

一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和北道路」奈良インターチェンジ（仮称）から郡山下ツ道ジャンクションまで）

(2) 国土交通大臣起業に係る事業

一般国道24号改築工事（奈良県奈良市西九条町3丁目地内から大和郡山市横田町地内まで）及びこれに伴う1級河川付替工事

◆ 事業の施行を予定する土地の所在

(1) 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社起業に係る事業

奈良県奈良市八条3丁目地内から大和郡山市横田町地内まで

(2) 国土交通大臣起業に係る事業

奈良県奈良市西九条町3丁目地内から大和郡山市横田町地内まで

◆ 日時及び会場

日時：令和6年3月4日（月）午後7時～午後8時まで（受付開始 午後6時30分）

会場：平和地区公民館 多目的ホール（奈良県大和郡山市若槻町4-4）

◆ 主催

国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所

西日本高速道路株式会社 関西支社 奈良工事事務所

◆ お問い合わせ

国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 計画課又は用地第二課

TEL：0742-33-1391（代）（平日：午前8時30分から午後5時15分）

西日本高速道路株式会社 関西支社 奈良工事事務所 工務課又は用地課

電話 0742-32-2701（代）（平日：午前9時00分から午後5時30分）

会場案内図



拡大図



※日時：令和6年3月4日(月) 午後7時～午後8時まで(受付開始 午後6時30分)
会場：平和地区公民館 多目的ホール (奈良県大和郡山市若槻町4-4)